

第2回レポート（財務会計）

〔課題〕

2003年3月に大和銀行を存続会社とし、あさひ銀行を消滅会社とした合併によってりそな銀行が誕生した。ところが同行の設立まもない2003年4月に新日本監査法人と共同で合併前の決算を審査した朝日監査法人（現・あずさ監査法人）が共同監査を辞退するという事態が起こった。その原因として、りそな銀行が引き継いだ繰延税金資産の査定をめぐる、銀行側と2つの監査法人の3者間で見解の食い違いが生じたことが挙げられている。

この問題は、自己資本比率規制や預金保険法第102条第1項第1号に基づく公的資金注入の問題にも波及し、国会審議でも取り上げられた。

そこで、後記の資料を参照して、問題の時期のりそな銀行の繰延税金資産の評価をめぐる3者それぞれの見解を吟味し、論評せよ。その際、レポート作成にあたっては、後掲の論点に必ず言及すること。

〔参考資料〕

1. 第156回国会参議院財政金融委員会会議録、第14号（平成15年6月13日開催）
<http://kokkai.ndl.go.jp/>
（国会会議録検索システム）→ 簡単検索 → 日付：「H15.6.13」、発言者：「勝田泰久」あるいは他の2人の参考人のいずれかを入力 → 「参議院、財政金融委員会」を選択 → 「冊子画像」をクリック → 計16ページの会議録（今回の課題に関係するのはpp.1～11）
2. 第156回国会衆議院財政金融委員会会議録、第22号（平成15年6月11日開催）
<http://kokkai.ndl.go.jp/>
上記1と同じ方法でアクセス
3. りそな銀行の平成14年3月期、平成15年3月期の有価証券報告書の税効果会計関連箇所
4. その他、各自で検索すること

〔言及すべき論点〕

1. 「この問題は、自己資本比率規制や預金保険法第102条第1項第1号に基づく公的資金注入の問題にも波及し」とは、具体的にどういう意味か？
2. 参考資料に挙げた「第156回国会参議院財政金融委員会会議録、第14号」の5～6ページに記載されている浜田卓二郎議員の意見（繰延税金資産を作る必要がない経理処理、たとえば無税償却、を原則とすべき、繰延税金資産を積み上げてきた責任の半分あるいはそれ以上の責任は国にある）をあなたはどう思うか？
3. 繰延税金資産の評価の見直しが税引後当期純損益に影響するのはどうしてか？ そうした影響が生じるのは税効果会計の本来の姿といえるか？

4. その他、あなたが重要と考えた論点

[レポートの作成方法]

1. Word 文書、A4 サイズで作成すること。
2. 学年、学生番号、氏名を必ず記入すること。
3. 表紙は不用
4. 分量は（図表を入れる場合はそれを除いて）4,000 字～6,000 字とする。
5. 左上の位置にホッチキス止めとする。

[レポートの提出方法]

1. 6月5日（金）の授業の終了時に教室で提出
2. 優れたレポートには成績評価の時、5点を加算します。
3. 担当教員が同じ内容と判断したレポートはすべて無効とします。